

『法と経済』誌記事にみる立命館大学法学部

久岡 康成

一 はじめに

『法と経済』誌は、一九三四年一月に創刊され、戦前に立命館出版部から発行された学術研究雑誌である。『法と経済』誌は、戦前に通巻一六卷一号（一九四一年七月号）まで刊行されたのち、後述するように、戦後一九四七年四月一〇日に復刊された。現在、立命館大学法学会が刊行している立命館法学は、戦後復刊された『法と経済』誌が、「発展的に分化して『立命館法学』と『立命館経済学』の二者となり¹⁾」、今日にいたっているものである。立命館法学の創刊号（一九五二年三月一二日）の「発刊の辞」において、戦前の『法と経済』誌の創刊の意義を振り返って、「浅井清信教授（当時の立命館大学法学部長）は、次のように述べられている²⁾。

「一九三三年五月、京大事件（滝川事件）によって京都大学を去った多数の学徒がわが大学にたてこも

つた。これを機として翌年一月、当時の法経学部を主体として研究雑誌『法と経済』誌を発刊した。したがって、同雑誌は、研究の自由と大学の自治とをめざして闘った学徒達の記念塔であるといえる。」

浅井清信教授のこの立命館法学「発刊の辞」で指摘されているように、一九三四年一月の『法と経済』誌の創刊には、ひとり立命館大学にとっての意義にとどまらず、より広い歴史的社会的意義があったように思われる。戦前の『法と経済』誌の創刊から既に六〇有余年が過ぎ、一九九五年には、「研究の自由と大学の自治」を再建した戦後の民主化の記念となる多くの戦後五〇年記念行事が各方面で行なわれた。このような時、あらためて『法と経済』誌の記事を読み、その記事にみる立命館大学法学部の姿を振り返ってみることも、困難な当時の社会の中での一つの私立大学法学部の姿の一端をしることもなり、いささかは意義あるものといえよう。

(以下の文章では、括弧()の年号は原則として西暦一九〇〇年代の下二桁を表示する。また後述するように戦前の『法と経済』誌は、一九三四年一月に第一巻一号を創刊以来、毎月一号、六号ごとに一巻の形で刊行されているので、『法と経済』誌の巻号の後には年月は付さない。例えば、一九三五年一月は第三巻一号と対比している。)

二 『法と経済』誌等の発行状況

(一) 『法と経済』誌の創刊は、一九三四年一月である。そこで以下では、まず戦前の『法と経済』誌を中心に、その前後併行して、どのような立命館大学関係の学術研究雑誌が発行されていたかを、まず概観して

みたい。時期的には、戦後復刊された『法と経済』誌が、発展的に分化して『立命館法学』と『立命館経済学』の二者となる（五二年三月一二日）までの期間が対象となる。

(二) 立命館大学関係の学術研究雑誌の嚆矢は、立命館攻学会（二七年創立）発行のその機関誌『立命館学叢』である。⁽⁵⁾ 第一巻一号（二九年九月創刊）から第五巻四号（三三年一二月）まで発行されている。⁽⁶⁾ 一九三四年一月に『立命館学叢』は岐かれて、『法と経済』誌と『立命館文学』になり、いずれも立命館出版部（代表者竹上孝太郎）を編集者兼発行人として刊行されることになった。一九三四年一月に創刊された『法と経済』誌のうち、いま立命館大学図書館所蔵のものは、立命館出版部（代表者竹上孝太郎）を編集兼発行人とする『法と経済』（自昭和九年一月至昭和九年六月 第一巻合本 定価三円五〇銭）である。戦前の『法と経済』誌は半年一巻毎月一号発行で、一巻一号（三四年一月）から一六巻一号（四一年七月）まで、戦前の『立命館文学』も一巻一号（三四年一月）から通巻六〇号（四〇年）まで、その名のもとに刊行された。⁽⁷⁾

(三) 戦前の『法と経済』第二巻一号（三四年七月）は、立命館出版部（代表者竹上孝太郎）を編集兼発行人としたまま、『法と経済』誌役員を明示し、また「投稿・書籍寄贈および雑誌交換送付先」として、立命館大学内『法と経済』誌編集係宛としている。そして第五巻一号（三六年一月）の『法と経済』誌役員には、雑誌委員として滝川幸辰の名も記載されている。ちなみに、『法と経済』第二巻一号（三四年七月）記載の『法と経済』誌の役員は以下のとおりである。⁽⁸⁾

| | | | | | |
|------------|-------|---------|-------|--------|-------|
| 大岩 誠 | 太田 義夫 | 大谷 政敬 | 織田 萬 | 大淵仁右衛門 | 加古祐二郎 |
| 神田 正雄 | 串本友三郎 | 小島昌太郎 | 佐々木惣一 | 末包留三良 | 末川 博 |
| 杉 栄 | 竹田 省 | 竹田 直平 | 田島 錦治 | 田中 直吉 | 田村 徳治 |
| 恒藤 恭 | 宮本 英雄 | 森口 繁治 | 森 順次 | 八木 清信 | 山本安次郎 |
| 編集委員 磯崎辰五郎 | 板木 郁郎 | 大岩誠(主任) | 太田 義夫 | 大谷 政敬 | 八木 清信 |

ただし、第九卷二号(三八年二月)では、『法と経済』誌役員の記載はなく、数名の編集委員のみ記載されている。その後も同様である。ちなみに第九卷二号記載の編集委員は、吉川大二郎、竹田直平、山本安次郎、(主任) 和田三良である。

(四) 『立命館文学』が通巻六〇号(四〇年)まで、『法と経済』誌が一六卷一号(四一年七月)までで発行をやめた後、戦前最後まで立命館大学関係で発行された雑誌として、『立命館大学論叢』がある。『立命館大学論叢』は内容を、法政篇、経済篇、歴史地理篇、国語漢文篇に分ち、その中でそれぞれ、法政篇第一号等の番号を付して発行され、各篇各号にこだわらず通巻して発行順に「立命館大学論叢 第〇〇輯」などと称されていた。法政篇と発行されたものに、第三輯Ⅱ法政篇第一号(四二年四月)、第七輯Ⅱ法政篇第二号(四二年六月)、第一輯Ⅱ法政篇第三号(四三年二月)、第一六輯Ⅱ法政篇第四号(四二年一〇月)、第一九・二〇輯Ⅱ法政篇第五号(二〇年七月)があるようである。『立命館大学論叢』の発行所は当初は立命館出版部だったが、末期には京都印書館に移している。法政篇で第四号からは非売品になり、第五号からは非売品でかつ発行所が京都印書館に移っている。また戦後発行のものは、第二三・二四輯の国語漢文篇第六

号にはじまるもののようなので、戦前には、第二一から二二輯まで発行されているようである。立命館大学論叢の発行経過については、論議すべき問題が多い。この次に述べる、戦後復刊された『法と経済』誌が、一方で『立命館大学論叢』第二九輯でありつつ、『法と経済』誌としては、一六巻一号（四一年七月）の後をつぐべく、通巻九四号として発行されたことをみても、わかることである。¹¹⁾ また別に検討することにした¹²⁾。

(五) 戦後の立命館大学関係では、当初は、『立命館大学論叢』が第二三・二四輯（国語漢文篇第六号）以下として発行され、一九四六年一月までに二八輯になっている。¹³⁾

(六) 一九四七年四月一〇日発行の、『法と経済』九四号は、戦前の『法と経済』誌の復刊として、『立命館大学論叢法政篇』をとばして、『法と経済』一六巻一号（四一年七月）を継ぐ通巻九四号として発行されつつ、他方では『立命館大学論叢』第二九輯の名も付けていた。またこの号では、発行所を京都印書館としつつ、編集所立命館研究所であることを明示している。¹⁴⁾ 戦後の『法と経済』誌は、その後九九の三号（四七年一二月一〇日、『立命館大学論叢』第三七輯）まで、発行所を京都印書館、編集所立命館研究所で、さらに一〇〇号（四八年四月一〇日、『立命館大学論叢』第四一輯）から、一一〇号（四九年一二月三〇日、『立命館大学論叢』第五九輯）までは発行所を京都印書館、編集所立命館大学人文科学研究所で、『立命館大学論叢』たる『法と経済』の形で発行された。『法と経済』一一一号（五〇年七月三〇日）からは、発行所立命館大学人文科学研究所となり、『立命館大学論叢』の名称も外すことになった。そうして、『法と経済』誌は、一一七―一一八号（五一年一二月二八日）でその任務をおえて、『立命館法学』一号（五二年三月二〇日）、

『立命館経済学』 一号（五二年二月二五日）に発展的に分化するのである。

三 『法と経済』誌の記事にみる立命館大学法学部

(一) まず一九三四年一月の戦前の『法と経済』の「発刊の辞」（一卷一号一頁）は、無署名であるが、文脈からは、京大事件（滝川事件）以前からの立命館大学（法経学部）教授の位置にあった人の起草のようにもうかがえるが、大学の自治への共感と新しい学問建設の決意がうかがえる。その中には、次のような一文も含まれている。

「然るに昨秋、京大事件に関連して、誠に我が学界の為には惜しむべき限りであるが、多数有為の学者が野に下らることとなった。於茲、如何なる犠牲を払っても我が学界の為にも諸先生を迎えんとして起こった中川総長の英断は、幸い諸先生の快諾を得て、その大多数をお迎えすることとなった。」

この「発刊の辞」と同様の京大事件（滝川事件）での京大辞職教授への理解・共感は、京大訣別記念法学論文集出版記念会での中川館長の挨拶の記事（『法と経済』一卷一号二九四頁）にもうかがわれる。

(二) 『法と経済』誌の記事中、最も注目を引くのは、多数の「研究会記事」である。

(イ) まず、『法と経済』誌を舞台にして発足・復活し、今日まで旺盛な活動が続いている研究会の記事がある。民法座談会は、一九三二年八月まで京大法学部で末川先生を中心に行われ、判例批評は『立命館学叢』に掲載されていた由であるが、一九三三年一〇月に復活し（『法と経済』一卷二号二九三頁）、一九三四

年三月一〇日に五三回例会が催された（『法と経済』一卷四号一九二頁）。また、これに続くように民事判例研究会は、三四年七月七日の七月例会の記事の掲載を始めに（『法と経済』二卷二号一五頁）、『法と経済』誌での例会記事としては四一年五月二五日が最後となっている（『法と経済』一五卷六号一六四頁）。今日の、民事法研究会は、この民法座談会などの流れをひくとされている。

今日も活発な活動が行われている法理学研究会も、再開予告を『法と経済』でした後（一卷一号二九二頁）、一九三四年一月二八日の第一回例会（『法と経済』一卷三号一五一頁）以来、一九四一年六月八日（『法と経済』一六卷一号一二四頁）まで例会が『法と経済』誌に記載されている。

また、刑法の分野においても、「刑法の会合」（三四年一月三一日『法と経済』一卷三号一五四頁、三四年二月二二日『法と経済』一卷四号一九二頁）が行われ、後に「刑法研究会」（三四年四月一八日『法と経済』一卷六号一五四頁、三四年五月九日『法と経済』二卷一号一七六頁）も行われている。

(ロ) また従来からあつた研究会の記事も掲載されている。まず公法研究会の記事としては、一九三三年一月の第三九回例会（『法と経済』一卷二号二九二頁）から、第一二五回例会（『法と経済』一六卷一号一二四頁）までがある。また、行政判例研究会の記事も、第九九回例会（三九年二月四日）（『法と経済』一三卷三号一五二頁）から、第一二八回（四一年六月七日）（『法と経済』一六卷一号一二二頁）までである。

(ハ) 『民商法雑誌』の発刊の紹介（『法と経済』二卷六号一七七頁）、および『公法雑誌』の発刊の紹介（『法と経済』三卷二号一六四頁）がある。『民商法雑誌』の編集者の末川博・竹田省、『公法雑誌』の編集者佐々木惣一いずれも、『法と経済』誌の雑誌委員であり、当時の立命館大学講師であつた。末川博は『法

と『経済』の雑誌委員の中心、佐々木惣一は立命館大学長である。これらの雑誌の創刊にはたした『法と経済』誌、ひいては立命館大学の役割を想像することができよう。⁽¹⁵⁾

(二) その他、『法と経済』誌の記事からは、国際問題研究会（『法と経済』二巻一号一八八頁、三四年七月一日号に資料を掲載）、日本諸学振興委員会第一回経済学会（三八年一月六日）（『法と経済』一巻四号一三八頁）、全同学会三二二会例会（四一年六月一日）（『法と経済』六巻一号一二四頁）、第一三回日本経営学会大会（三八年一月一日）（『法と経済』一巻五号一四二頁）がある。当時の研究会・学会活動の健在を知ることができるとともに、他方では時代に対する立命館大学の苦しい対応を、日本諸学振興委員会第一回経済学会、全同学会の記事から感ずることになる。

(三) また、立命館大学関係者を中心とする研究会活動が、この時期大に行われたことも、『法と経済』誌の記事から明らかである。

(イ) まず「経商研究会」の一九三四年一月一九日の第一回例会（『法と経済』一巻二号一八頁）から、一九四一年二月三日の昭和一六年二月例会（『法と経済』一五巻三号一五二頁）までの記事がある。⁽¹⁷⁾『法と経済』一三巻六号一四二頁）。「法政研究会」はその結成を、「法律学並びに政治諸科学の全般的研究会として」予告したのち（『法と経済』一巻五号一五頁）、その第一回例会を一九三四年四月二十九日に開いている（『法と経済』一巻六号一五四頁）。『法と経済』誌の記事での最後は「特別の突発事情のために充分の時間が得られず」の記事のある一九四一年五月三十一日の第六三回例会（『法と経済』一六巻一号一二二頁）である。⁽¹⁸⁾ また、一九四〇年四月二六日には、法政研究会・経商研究会の合同研究会も開かれている。

(ロ) 『法と経済』誌の活動に対応するような学内の組織として、一九三五年二月一日に「立命館大学法経学会」の創立総会が開催された(『法と経済』四卷六号一六三頁)。その第二回総会は一九三六年六月七日に開かれ(『法と経済』六卷一号一六頁)、その後一九三七年六月一三日の春期講演会(『法と経済』八卷一号一六頁)、一九三八年六月一二日の年度例会(『法と経済』一卷一号一四二頁)、一九四〇年六月一日の第七回総会(『法と経済』一四卷一号一六頁)の記事がある。

(イ) また当時の立命館大学の高い学問的水準を広く示した、「三五周年記念論文集」の公刊を知らせる記事や(『法と経済』四卷六号一六三頁)、立命館出版部発行の『法と経済』誌および立命館大学関係者の著書を知らせる広告、及び他の法律経済関係雑誌の広告も毎号掲載されている。¹⁹⁾

(四) 『法と経済』誌の時期は、立命館大学法学部の教育にとっても隆盛期であった。

(イ) 立命館大学の授業はどのようであったであろうか。一九三四年の新学期を迎える立命館大学を『法と経済』誌は、「○新学年開始 暗雲晴れて文字通りに輝かしい新学年が始まって、入学者の数は例年を遙かに突破して活気横溢している」と述べている(一卷五号一五二頁)。

これを担う教授陣たる一九三四年度の学科担任は、大学の部で、専任の教授として、佐々木惣一学長(憲法・行政法)、磯崎教授(行政法)、板木教授(民法)、八木教授(民法)、末包教授(商法)、加古教授(法理学・社会学)、大岩教授(政治学・政治学史)、田中教授(外交史・政治史)、太田教授(経済原論)、神戸部長(財政学)、大谷教授(財政学)、串本教授(銀行論・経営学)、野々村教授(倫理学)、小林教授(社会学・哲学概論)、大谷教授(都市政策)、小林教授(国民道德)の一六名、助教授として竹田助教授(刑法)、

大淵助教(国際公法)、森助教(法学通論)、山本助教(商取引論)、井上巖次郎助教(工業経済・社会政策)、井上次郎助教(商業経済・商業政策・経済地理)の六名と、宮本英雄、末川博、竹田省などのきわめて多数の講師であった(『法と経済』一卷五号一五三頁)。このうち、一九三四年四月一日付けの辞令で教授に任ぜられたのは、八木清信、田中直吉、加古祐二郎、大谷政敬であり、助教に任ぜられたのは大淵仁右衛門、森順次である。この学科担任表からは、京大事件(滝川事件)辞職組の中で、比較的年輩の教員たちは、前述のように『法と経済』誌の雑誌委員となりつつ、大学では多く講師として支え、比較的若手の教員が専任の教授、助教、専任講師となっているといえようか(なお講師には、専任講師とそうでない講師があるようが、『法と経済』二巻二号一五〇頁でわかるが、今は特定は困難である)。

(四) 当時の大学では夏期講座が公開で行われることも珍しくはなかったようであるが、立命館大学はこの『法と経済』誌時代に、初めて夏期講座に取り組むことになる。その状況は『法と経済』誌では、一九三四年(一卷六号一五七頁)、一九三五年(三巻三号一五一頁及び四巻三号一七四頁)、一九三六年(六巻一号一六三頁)、一九三七年(八巻一号一六四頁及び八巻三号一六四頁)に記事になっている。そうして、立命館大学はこの夏期講座に大きな熱意を示している。すなわち立命館大学夏期講座を開催するにあたっては、佐々木惣一学長、末川博博士等が自ら講師を担当され、また「立命館大学嘱託」の名で滝川幸辰博士も講師になるなど講師陣の充実に努力するとともに、受講者との懇談会開催、出席者の分析など、高いレベルの配慮をおこなって、多数の受講者を集め、その盛況を多いに誇っている。

(五) このころの大学運営のあり方を直接うかがわせる資料は、『法と経済』誌の記事には少ない。後に少

し検討する『法と経済』誌と立命館大学の関係のほかは、ここでは「教員会」の存在と（『法と経済』二巻一号一七七頁）、研究生制度の存在（『法と経済』二巻五号一七四頁）、文庫長、文庫委員、学生主事、学科主事の存在（『法と経済』一巻五号一五六頁）を指摘するだけにしたい。

四 若干の整理

(一) 京大事件（滝川事件）で大学を去られた教授・助教授・助手、副手、行動をともにした大学院生・学生のうち、一九三四年四月の段階で、立命館大学の専任の教授等に就任していたのは、佐々木惣一学長のほかは若干名である。前示の一九三四年四月の学科担任では、専任であるのは、佐々木惣一学長のほかは、加古祐二郎、田中直吉、大岩誠の三教授と、森順次助教授だけである。浅井清信教授は右学科担任では名がないが、別の資料では、一九三四年四月一二日には就職⁽²⁰⁾されている。右学科担任でのその他の、板木教授、八木教授、森教授、末包教授、磯崎教授、竹田助教授などは、それ以前から教授等であった方々である。一九三四年四月に助教授に任ぜられた大淵助教授は立命館大学卒業である。また太田教授、神戸部長、大谷教授、串本教授、井上次郎助教授、野々村教授、小林教授、井上巖次郎助教授、山本助教授、小島部長（商学演習）などは、経済学商学関係の諸先生である。京大事件（滝川事件）で京都大学を去られた教授等のうちの宮本英雄、末川博、森口繁治、恒藤恭、などの教授は講師の形で講義を担当されたのである（『法と経済』一巻五号一五三頁⁽²¹⁾）。しかし、これらの講師として立命館大学の講義を担当された諸教授は、『法と経済』誌

では、前示のようにすべて雑誌委員に名を連ねられている。⁽²³⁾そして既に紹介したように、『法と経済』誌記事の中の研究会記事では、中心的な活動をしておられるのである(研究会記事中の参加者の氏名の記録は、「末川先生」のほかはすべて姓のみである)。また、宮本英雄、末川博、あるいは滝川幸辰などの教授は、専任ではなくても、夏期大学講座の後の座談会に出席までの労を惜しまれていない。また、滝川博士を含めて、講師の先生方も「法政研究会」の会員となっているのである(『法と経済』一卷五号一五一頁)。立命館大学法経学会の会則は、会員をただ「立命館大学法経学部の教授、助教授、講師、卒業生、学生」と定めているので(『法と経済』四巻六号一六四頁)、講師の諸先生もこの法経学会の会員であったと考えられる。このようなところからみると、一九三四年以降講師として講義を担当された諸教授と立命館大学の関係は、単に「専任の教員」か否かを基準に判断するのは妥当でないことになる。⁽²⁴⁾むしろ、『法と経済』誌の雑誌委員であることにより、各種研究会の組織と参加、『法と経済』の発行と論文掲載、立命館出版部からの出版、大学での講義と夏期講座の担当、法政研究会への参加、法経学会への参加と、強く立命館大学(法経学部)に結びついていたように思える。したがって、戦前の『法と経済』誌の性格は、単に「立命館大学(法経学部)」の発行する学術雑誌とみるのでは不充分でなからうか。逆説的にいえば、むしろ、「『法と経済』誌」が一つの、四六時中行動を共にする、事実上の「同人」のようなものとして存在し、そこが主体で、多様な研究会や学会を組織し、その編集になる『法と経済』誌を、立命館出版部より発行し、あるいは「立命館大学法経学部」や夏期講座での教育を引き受けていたと見るほうが実態にあっているでなからうか。浅井清信教授の立命館法学「発刊の辞」での「多数の学徒がわが大学にたてこもった」の意味はここにある。

(二) 浅井清信教授のいう「研究の自由と大学の自治とをめざして闘った学徒達」が多数たてこもり、いわばその教育を引き受けた『法と経済』誌時代の立命館大学法経学部は、『法と経済』誌記事から見ると、「新しい大学・学部」のような意気込みで運営されていた観がある。例えば一九三四年四月の、『法と経済』誌時代の立命館大学の最初の新学年は、前示のように「暗雲晴れて文字通りに輝かしい新学年が始まって、入学者の数は例年を遙かに突破して活気横溢している」と大いに意気あがっている。同年夏開かれた立命館大学夏期講座は、「今般、本学の講座内容の充実を機として、毎年夏期講座を開き、本学の講座を一般の人達に公開することとなり」（『法と経済』一卷六号一五七頁）、という新しい取り組みである。また、経商研究会、法政研究会の開始、立命館大学法経学会の創立、各種の研究会の開催とその取り組みは次々に工夫されている。

周知のように、京大事件（滝川事件）後京大を去った教授一八名中、講壇にたつことが事実上不可能であった滝川教授を除く一七名は、一旦は立命館大学で、教授（四名）、助教授（六名）、講師（八名）となられたのであるが、一九三四年春期に、その中から教授三名、助教授三名ほかに田島順教授が京都大学法学部に去られたのである。これについて、総長公示で「頗る遺憾とする所」を表明した直後の²⁶、新学期での活気は立派というほかない。立命館大学はこの時期一九三五年に創立三五周年を迎え、記念行事を行なっている。その一環である三五周年記念論文集の評価は高く、他の記念行事も順調に行なわれたのである。

(三) この夏期講座において、前示のように滝川幸辰博士が「立命館大学囑託」として、講義を立命館大学で行なっていることも大いに注目される。立命館大学が、『法と経済』への論説の寄稿掲載、著書の発行、

『法と経済』雑誌委員としての活動、法政研究会への参加に加えて、夏期講座という形で公開の講義の場を提供していることは、やはり一つの見識である。滝川幸辰博士は一九三三年に京大事件（滝川事件）の的にされて京都大学をおわれて以来、一九三五年の立命館大学夏期講座は始めて講壇にたったものであり、一九三六年の二回目とあわせておそらく戦時中唯一の講義と思われる。この年の「O生」の筆になる「立命館大学夏期講座状況」は（『法と経済』四巻三号一七三頁）、まことに立派な文章である。この文章はこの夏期講座のいわれを、「京大事件に於て学に殉じて学に生きられた佐々木惣一先生を中心とする殉学者と、立命館大学創立以来三〇有余年間幾多の困難と戦ひ、幾多の犠牲をはらって大学の社会的インテンションに終始一貫努力し続けて来られた中川小十郎先生との熾烈なる学問報国により誕生したものであって」と述べているが、これはまさに当時の立命館大学（法経学部）全体の像でもあったであろう。「研究の自由と大学の自治とをめざして闘った学徒達」の活躍は、立命館大学（法経学部）に場を移して続いていたのである。そしてこのような当時の立命館大学（法経学部）のありかたを可能にしたものが、前示の、四六時中行動を共にする、事実上の「同人」のようなものとしての『法と経済』誌の存在であったと思われる。なお、前示のように、当時すでに法経学部の「教員会」がすでにあつたことも興味深い。

(四) 『法と経済』誌の「学界消息」に記載されている、民事判例研究会、法理学研究会などの研究会の記事は、前示のように『法と経済』誌の刊行が研究会活動の隆盛の大きな契機となり、またそれを支えたことを示している。『法と経済』誌役員」という事実上の「同人」は、また所属大学をこえ、複数大学にまたがる研究会活動の担い手であつた。一九三五年一月の『民商法雑誌』の発刊は、竹田省・末川博「発

刊に当たって」が述べるように、従来の雑誌等の学校や団体を単位としての機関たる性質上避け難い、公私法ないしは政治経済に渡るものが雑然との縦断的なものに満足せず、「現代は分化したものに依じて統一のないいわば横断的なものを要求している」との認識のもとに取り組まれたものである。一九三五年一月五日発刊の『公法雑誌』も、佐々木惣一「発刊の辞」が述べるように、「一学校または一学校を中心とする一団体の機関」である当時の法学の雑誌にとどまらず、「研究の対象が専門によつて分かれ、専門の学者が知識をもつて合する」ことを望んでいる。⁽²⁾ いずれも、大学の枠を越えた横断的な研究活動、いわば学界のいっその発展を望むものであるが、その取り組みの中心たる編者は、『民商法雑誌』の編者は竹田省と末川博、『公法雑誌』の編者は佐々木惣一であつて、いずれも『法と経済』誌役員であり、立命館大学（法経学部）と密接な関係ある人であつて、両雑誌と『法と経済』誌との密接な関係は一目瞭然である。わが国における横断的な学界の形成という側面からも、『法と経済』誌がはたした役割は小さくないのである。

(五) 『法と経済』誌時代において、立命館大学（法経学部）で取り組まれたものの中には、戦後の立命館大学で行なわれているものの原型と思われるものいくつかある。例えば前示の夏期大学講座がそれである。講座・講義終了の翌日夕方、総長、学長以下教職員と聴講者の座談会が開催されたり、また受講者層の分析が行なわれ発表されるなど驚嘆である。一九三四年の第一回は、講座・講演をあわせ一三科目四四時間、聴講者比率は教員・学生七三%、無職一〇%、実業家七%、官公吏五%、弁護士五%、宗教家〇・六%であつた。講座・講演終了の翌日夕方の座談会には、総長、学長、教職員と聴講者一同が教室で懇談している（大谷政敬「夏期講座講演状況」『法と経済』二巻三号一五一頁）。一九三五年は、講座・講演あわせて一二科目

約四〇時間、聴講者は延べて五四一人、聴講者の比率は学生五二%、教員二五%、その他二三%で、その他の中には大学教授、弁護士、官吏、軍人、記者、著述家、薬剤師ときわめて多様であった。講座・講演終了日の翌日夕方の座談会には、中川総長、織田名誉総長、佐々木学長、滝川、末川、八木等の講師、立命館大学教職員と聴講者有志であった（「〇生」の筆になる「立命館大学夏期講座状況」『法と経済』四卷三号一七三頁）。一九四六年三月二日に始まり今日に至る「立命館土曜講座」、一九四七年八月一日の第一回立命館市民大学等の、多数の戦後の大学公開の試みの原型である。⁽²⁸⁾

経商研究会は、一九三四年一月一九日の例会から、一九四一年二月二三日の例会までが、『法と経済』誌で見出される。現在の「立命館大学経済学会」は、従前の「経商研究会」を改組して結成されたとされるが、⁽²⁹⁾この時の「経商研究会」はやはり戦前の経商研究会の流れをひくものであろう。法政研究会は、一九三四年三月三〇日の佐々木学長を中心とする懇談会の後、同年四月九日の法政研究会準備会をへて、同年四月二十九日に第一回例会が行なわれた。『法と経済』誌上の法政研究会の最後は、一九四一年五月三十一日の例会であるが、『公法雑誌』上では、一九三六年一月一四日の例会、一九三七年六月二八日の第六四回例会が記録されている（『公法雑誌』七卷一二号一一六頁および八卷九号一二二頁）。法政研究会は、立命館大学内部にとどまらず、開かれた「法学並びに政治諸科学の全般的研究会」であり、参加者も少なくとも『法と経済』誌レベルでの広さを持つものであろう。しかし他面では、この時期の『法と経済』誌と立命館大学との関わりや、法政研究会が「法律学科に関する本学の教授・助教授・講師を母体として」、和気あいあいのうちに生まれたことを考えると、（『法と経済』一卷五号一五一頁）、やはり現在立命館大学法学部で行なわれ

ている研究会、「法政研究会」の淵源といえよう。

一九三五年に立命館大学は、創立三五周年記念論文集法経篇及び文学篇を公刊したが、同年に教員、卒業生、学生を一同とする「立命館大学法経学会」が発足した。「学術の研究並びに発表をなし傍ら会員相互の親睦をはかるを」目的とし、「研究会並びに講演会の開催」（『法と経済』四卷六号一六四頁）などを事業とするこの会に戦後の立命館大学法学会、立命館大学経済学会などは大変よく似ている。それらの原型と見ることができよう。

(六) 戦前の『法と経済』誌から『立命館大学論叢』への移行の経緯を明らかにすることは、困難である。もともと、いわば戦前の『法と経済』誌を指導する立場にあつた末川博は、立命館大学の学長あるいは総長として、戦後の『法と経済』誌復刊にあたっては、「当時の学園内の事情や社会的の情勢を反映して、『立命館大学論叢』という一本建となり」とのべている（末川博「復刊にあたって」『法と経済』九四号）。また、戦後の『法と経済』誌が、『立命館法学』と『立命館経済学』に発展分化する際、「『法と経済』誌が創刊されその後戦争の影響を受けて『立命館大学論叢』となるなどジグザグの道をたどっていたころは」（末川博「創刊にあたって」『立命館経済学』創刊号）、と述べているのである。⁽³⁰⁾ 戦前の『法と経済』誌と『立命館大学論叢』とのあいだ、したがってこのそれぞれの時期の立命館大学（法経学部）のあいだに一区切りがつくことは否定できない。しかし、このことは『立命館大学論叢』自体、またその時期の立命館大学をどう見るとは異なることである。これについては、また別の史実に即した作業を要する。⁽³¹⁾

『法と経済』誌の記事に限定した本稿の検討から、『法と経済』誌時代の立命館大学全体を定めることは、

当時の法経学部に限ってもまだ早いであろう。しかし他面では少なくともそれまで、あの困難な戦前の時代の中において、一九三三年の京大事件（滝川事件）直後から一九四一年七月までの八年間を越す期間、『法と経済』誌時代の立命館大学（法経学部）が、『法と経済』誌の発行、研究会・学会の活動、教育活動にとめていたという事実は、客観的に認めることができるであろう。一九三三年の京大事件（滝川事件）の退官者の受入が、教学の飛躍的向上をもたらし、学生数も大いに増大したことは一般に認められている。しかしその教学の飛躍的向上をもたらしした実体は単なる「退官者の受入」（ことに専任としての）の結果ではなく、『法と経済』誌（雑誌委員）を軸とする研究教育の活動にあつたと言えるのでなからうか。また、戦後の立命館大学との関係では、研究会・学会などいくつかの「原型的な」仕組みを、『法と経済』誌時代の立命館大学（法経学部）に見出すことができる。そうしてこの『法と経済』誌時代の立命館大学（法経学部）を担ったのが、『法と経済』誌役員に名を連ねた人達を中心とし、『法と経済』誌や、『民商法雑誌』・『公法雑誌』の発行、研究会活動、学者・研究者の人々、広い意味での「学界」といえるのでなからうか。そうして戦後立命館大学の「学園復興」を推進したのも、これらの人々だったのである。

注

- (1) 末川博「発刊を祝う」『立命館法学』創刊号二頁（一九五二年）。
- (2) 浅井清信「発刊の辞」『立命館法学』創刊号三頁（一九五二年）。
- (3) 本稿は、一九九五年七月二〇日の百年史研究会（一九九五年度第一回通算第九回）で報告した『法と経済』誌におけ

る立命館大学」を、当日の論議を参考にしつつ、まとめたものである。関係者各位に感謝します。但し内容は、もっぱら戦前の『法と経済』誌の「記事」を資料とし、対象も戦前の法経学部法律学科にしばった、きわめて限定的なものである。戦前の『法と経済』誌には、学術研究の成果を発表する「論説」、「資料」、「公法判例解評」、「刑事判例研究」、「民事判例研究」、「典籍往来」等のほかに、各種の挨拶、「学界消息」などが掲載されている。ここでは、その評価には仔細な学問的検討を要する論説などの学術研究の成果発表を除き、挨拶以下の掲載を「記事」の名で呼んで検討する。

(4) なお、この時期の立命館大学は、法学部、専門部、高商部にわかれており、法学部は法経学部と文学部に分け、法経学部は法律学科および経済学科、商学科、専門部は法律科及び経済科に分れていた。したがって、『法と経済』誌記事の検討は、当時の「立命館大学法経学部」全体に及ぶところであるが、筆者の理解力も考え、かつ当時の法律学科と今日の法学部との関係を考え、表題は「『法と経済』誌記事にみる立命館大学法学部」としている。

(5) 参照、『立命館八十五年史資料集』第七集三六一頁。立命館百年史編纂室の調査によれば、別に『立命館学誌』（一九一六年一月から一九三九年六月）、『国史と系譜』（一九二七年八月から一九二八年九月）、『国史と国文』（一九二八年一月から一九二九年二月）、『東洋文化』（一九二七年一月から一九二八年五月）、『立命館禁衛隊』（一九二九年一月から一九四〇年七月以下不詳）があったとのことである。このうち『立命館禁衛隊』は立命館中学校・商業学校の広報誌のような性格である。

(6) 参照、奥田修三「太平洋戦争『戦時体制』下、立命館大学の研究所と教育・研究状況」（『立命館百年史紀要』第二号一九九四年三月三頁）。

(7) 『法と経済』と『立命館学誌』が、その編集兼発行人たる立命館出版部のなかで占めていた位置はよくわからない。参

照、西岡成幸「立命館出版部の沿革」(『立命館百年史紀要』第一号一四三頁)。

(8) この後雑誌委員に、第二卷二号(一九三四年八月)で加わったのは浅井清信、第三卷五号(一九三五年五月)で加わったのは吉川大二郎、熊本吉郎、高橋良三で、第五卷一号(一九三六年一月)で滝川幸辰が加わったわけである。また第二卷二号(一九三四年八月)で、雑誌委員として名前が見えなくなったのは田島錦治、八木清信である。

(9) 他に、『立命館大学論叢』第五輯は、経済篇第二号として発行されている。

(10) 京都印書館は、立命館出版部等が合併してできた一九四五年四月会社設立登記の出版社で、引き続き戦後の『立命館大学論叢』の発行所でもある(西岡・前掲論文一五四頁)。

(11) 戦後に『法と経済』誌が復刊される時、戦前の『法と経済』は一九四一年九月一六卷三号通卷九三号まで発行されたと考えられ、復刊号が九四号と名づけられた。この過ちはすぐ一九四七年一月に気づかれ、九九号の二及び九九号の三を発行して、戦前の『法と経済』誌との通巻が回復された。

(12) なお戦後復刊の『立命館文学』も、その最初のもは、戦前からの『立命館文学』の通巻六一号のほかに、『立命館大学論叢』第三二輯の名も付している。

(13) 立命館研究所については、戦前末期に同名の研究所があつたが(参照、奥田・前掲論文三四頁)、ここでいうのは、『本研究所は昭和二〇年一月に本学が末川学長を迎えると共に新たに発足し、文化諸科学に関する研究調査を行い文化の向上に寄与することを目的として活発な活動を開始した』立命館研究所の方である(『法と経済』九四号五九頁)。

(14) 民事判例研究会の予告は、『法と経済』二卷一号一七八頁、(研究判例は『法と経済』誌掲載、三卷三号一四五頁参照)。現在行なわれている「民事法研究会」は、『末川民事法』の研究会ともいわれている。民法座談会、民事判例研究会の流

れをくむ故であろう。参照、谷口知平「末川先生と民商法雑誌・民法法研究会」(『追想 末川博』二八頁)。

(15) 刑法の会合の第一回記事は、佐伯博士によるものである。

(16) 『法と経済』誌の発行がやんでからも、これらの雑誌に多くの研究会記事がある。たとえば、『公法雑誌』には法政研究会のほか、法理学研究会、公法研究会、行政法判例研究会、全同学会等の記事がある。

(17) 学外者の招待による例会、または経商座談会の開催は、この間の経商研究会の特色であろう。第六回例会(三四年五月三日)京大石川興二博士『法と経済』二巻一号一七六頁、第一回例会三沢小佐『法と経済』三巻一号二一九頁、第一回二月例会住友銀行常務取締役十亀氏『法と経済』三巻四号一七二頁、第一回経商座談会出席山崎靖純(講師・「評論」主宰)(『法と経済』三巻六号一四五頁)、第二回例会経商座談会出席山崎靖純(『法と経済』五巻六号一四六頁)、第二八回例会(三六年七月四日)経商座談会荒木秀一氏(『法と経済』五巻六号一四六頁)、経商研究会での配属将校の講演(三七年九月二四日)(『法と経済』八巻五号一七四頁)。なお、ここに名が見える山崎靖純氏は後に立命館大学教授に任ぜられているが、その父である山崎恵純氏については、参照、松本皎「中川小十郎と京都帝国大学設立事情および京大法政学校の創立」(『立命館百年史紀要』一号一三〇頁)。

(18) 『公法雑誌』でわかる、『立命館大学論叢』期の法政研究会としては、一九四一年一月一四日(『公法雑誌』七巻二二号一一六頁)、一九四二年六月二八日(第六四回例会・『公法雑誌』七巻二二号一一六頁)、一九四二年七月一日(『公法雑誌』八巻一号九四頁)がある。

(19) ちなみに、戦前の『法と経済』誌最後の二六巻一号掲載の雑誌の広告は『公法雑誌』、『法学協会雑誌』、『民商法雑誌』、『法律時報』、『銀行論叢』、『法学』(東北大学)、『法學志林』である。

(20) 参照、伊藤武夫「一九四二年度の立命館大学教員名簿」(『立命館百年史紀要』三三三三三頁)。

(21) 京大事件(滝川事件)の方からみると以下のようである。『立命館学誌』第一六四号(一九三三年一〇月一日)には「京大関係諸先生の立命館大学入りいよいよ実現す」との記事がある(『立命館八十五年史資料集』第二集六九頁)。そこに記載されたのは、京大事件(滝川事件)で京大を去られた一八名中、京大事件(滝川事件)でいわば標的となり教壇復帰が困難だった滝川教授を除く一七名全員であるとされているが、記載されているのは滝川教授なしで一八名である。また宮本英雄教授の名もない。一九三四年四月以降の時期をとって、立命館大学(法経学部)との関係を見ると、立命館大学(法経学部)の専任の教授になられたのは、佐々木惣一学長のほかは、加古祐二郎、田中直吉、大岩誠、森順次、浅井清信の各教授である。森口、田村、恒藤、末川の諸先生は講師で、かつ『法と経済』の雑誌委員である。宮本英雄、石本雅男の諸先生は『法と経済』の雑誌委員のみになっておられる。黒田寛、佐伯、大隅、於保、大森、中田の諸教授は京都大学に復帰されている。また岡康哉助教授はこの間に急逝されている。なお、田島順教授も京都大学に移られている。

(22) 『法と経済』二巻一号以下の最終頁。

(23) 伊藤武夫・前掲論文には、「講師 目下手続き中」の多くの記述がある。当時の講師の制度は、現在とは違う運用のようにも思える。例えば、当時の「経済学科部長」神戸正雄は京大教授で、立命館大学では講師と思われる(文学部長たる「講師吉沢義則」について、参照『立命館大学八十五年史資料集』第二集六七頁)。

(24) 『法と経済』一巻一号には末川博「代理占有論」、滝川幸辰「刑事判例研究」ほか既に掲載されている。

(25) 参照、『立命館八十五年史資料集』第二集七〇頁。

(26) この記念論文集は、当時の『法律時報』において、「記念論文集 合評」（『法律時報』第八卷三号三二頁で、同志社大学、神戸商業大学、中央大学の各記念論文集とともに取り上げられ、高い評価を得ている。なお、三五周年記念事業全体については、例えば「中川小十郎総長・昭和一一年度卒業式演説」（『立命館八十五年史資料集』第一集三三七頁）でうかがうことができる。

(27) 竹田省・末川博「発刊に当たって」『民商法雑誌』一卷一号一頁。佐々木惣一「発刊の辞」『公法雑誌』一卷一号。両雑誌と、『法と経済』誌（雑誌委員）との密接な関係は、一般にみとめられているところである。

(28) 『法と経済』九四号六一頁及び九六号六四頁。

(29) 『立命館経済学』一卷一号一四一頁。立命館大学経済学部にも現在も経商会という全員参加の懇談会ありと聞いている。

(30) 『立命館文学』六一号（『立命館大学論叢』三三二輯）の編集後記は「当時の出版統制のため」とする。

(31) 戦前の立命館は、「国家主義的傾向で突出していた」ということはよく言われ、否定されていない（参照、岩井忠熊「立命館創立の意義―立命館百年史構想のための覚書―」『立命館百年史紀要』第三号一四頁）。しかし他方その中で、『法と経済』誌（雑誌委員）を中心に研究教育が積極的に、一九三三年の京大事件（滝川事件）から『法と経済』誌時代だけでも八年間も、戦前の立命館で行なわれていたのである。いわゆる京大事件（滝川事件）による「退官者の受入」についても、単に立命館（中川小十郎総長）側からの「退官者の受入」動機の分析にとどまらず、『法と経済』誌（雑誌委員）側からの検討も再度必要になろう。

（立命館大学法学部教授・法学部長）